

国分寺市監委告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和3年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置を講じた旨通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年1月4日

国分寺市監査委員

川 畑 一 良

高 橋 良 子



国政情収第2808号

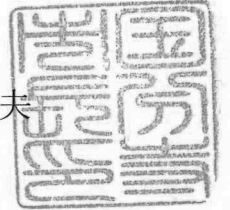
令和4年12月27日

国分寺市監査委員

川畑一良様

高橋良子様

国分寺市長 井澤 邦夫



令和3年度財政援助団体等監査の結果の報告の提出について
(報告)

令和4年3月25日付け国監発第42号で提出された監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので報告します。

令和3年度財政援助団体監査に関する報告書

(地域共生推進課)

1 応急援護資金貸付事業について

応急援護資金貸付事業について、社会福祉法人に対する助成に関する条例(平成21年条例第30号)及び応急援護資金貸付事業の資金貸付に関する変更協定書(以下「条例及び協定書」という。)は、団体が市に対し、毎年度事業の実施状況を報告することを定めているが、団体から事業報告書の提出が行われていなかった。条例及び協定書に基づき適正に徴収されたい。

(措置内容)

社会福祉協議会と協議し、これまで提出がなかった期間については遡っての提出を求め、今後については、条例及び協定書に基づき適切な時期に提出を求めることに改めました。

2 運営費補助による人件費支出について

団体が職員に対し期末手当を支給するに当たり、職務段階に応じた役職加算率を乗じた金額を支給していたが、団体の就業規則及び給与関連規程の中に役職加算に関する規定がなかった。市は、団体に対し運営費補助として人件費を補助しているため、交付した補助金の使途については十分な確認に努め、必要に応じ適切に指導を行われたい。

(措置内容)

社会福祉協議会において、就業規則及び給与関連規定の中に役職加算の規定を設ける改定を行いました。今後については、予算積算時や補助金交付申請時に就業規則等の確認をより丁寧に行うとともに、提出された資料の内容に不備がある場合は適切な指導を行います。